

岐阜アリーナの利用料金減免に関する取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、岐阜アリーナ条例（昭和40年岐阜県条例第3号）、岐阜アリーナ条例施行規則（平成11年岐阜県規則第32号）及び岐阜アリーナ利用料金規則（昭和40年岐阜県規則第59号）に基づき、岐阜アリーナの利用料金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 減免の基準は、別表のとおりとする。

(減免の手続き)

第3条 利用料金の減免を受けようとする者は、岐阜アリーナ条例施行規則に定める様式により申請するものとする。

2 前項の申請が別表の各区分に該当する場合は、指定管理者は利用料金の減免を承認するものとする。ただし、別表区分一のエのうち国体ブロック予選会若しくは国体強化練習会を除く行事、又は区分二及び三のウの対象となる行事として減免の申請があった場合は、県地域スポーツ課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年1月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。